避難訓練でしたが・・・

あなたならどう判断する?

2018.06.07 No.16 校長 渡邉 幸二

地震、そして津波に対する地域合同の避難訓練でした。合同といっても、本校だけが 別の場所に避難するという異例の訓練でした。

今回、前例や想定を度外視してこの訓練に取り組んだことに大きな価値があります。 おそらくこの校舎の2階まで津波が到達するなんてあまり想像しないでしょう。2階の 床面でおよそ海抜7mですから、それを超える津波が来るという想定です。でも、以前 お話したように、大川小の裁判では自治体のハザードマップ(情報)だけを鵜呑みにし てはいけないという判決が下されました。ですから、この訓練の実施となったのですが、 初めてということもあり、熟議する時間もあまりない中での実施で、健康指導部の先生 方にはご苦労をおかけしてしまいました。しかし、大いなる収穫があった訓練となった と思います。

それは、

情報プラザビル6階まで、全児童が避難するには15分かかる

という事実がわかったことです。

あなたなら、どう判断しますか?

下の図は酒田市のホームページに掲載されている津波ハザードマップです。



これを信じるとすれば、ハザードマップ上では「要避難地域(バッファゾーン)」内ですが、浜田小学校に大きな津波が来る心配はほとんどありません。つまり学校に居ようが、コミセンに居ようが、一番町近くを歩いてようが想定上は同じリスクということになります。

また、酒田港における最高水位は13.3m、最高水位到達時間は11分と示されています。さらに。東中の口橋地点の浸水開始時間は31分と表示されていました。

さて、ではシミュレーションしてみましょう。

避難訓練と同じ時刻に、想定大あるいはそれ以上の大きな地震が発生しました。同時 に大津波警報も発令されたとしましょう。

みなさんなら、どんな判断をしますか?

「そんなこと考えても仕方ない。校長が判断することだ!」なんて考えているあなたは教師失格です。昨日もお話ししましたが、校長、教頭が居ない時だってあるのです。年長者の先生や誰かが地域の人などから判断を迫られる立場になってしまうということも十分に考えられるのです。大川小の時も校長は不在でした。もちろん、どんな結論を出しても、最終的な責任者は校長です。結果的に間違いだったとしても、その責任を負うことはありませんが、子どもたちの命がかかった決断となります。

もう一度整理します。

- ハザードマップ上では「要避難地域(バッファゾーン)」内です。
- 酒田港における最高水位は13.3 m、最高水位到達時間は11分と示されています。
- 東中の口橋地点の浸水開始時間は31分と表示されています。
- マグニチュード8クラスの大地震後、大津波警報が発令されています。

危機管理の原則は「さ・し・す・せ・そ」です。最悪を想定し、慎重に、素早く、誠実に、組織的に・・・と言われています。また、「釜石の奇跡」と言われた片田敏孝教授の3原則は「原則1:想定にとらわれるな」「原則2:その状況下で最善を尽くせ」「原則3:率先避難者たれ」でした。

みなさんの結論は何ですか?

- 今回の訓練通り、情報プラザビルへ避難する。
- ② もっと短時間で避難できる高台である海晏寺に避難する。
- ③ 学校の2階に避難する。
- ④ その他

どの決断が正しいかはわかりません。結果がよければ良しとされますが、誰かの命が 奪われた場合は、どの決断も非難されます。命にかかわる決断とはそういうものです。

さて、どの決断をされるにせよ、その決断が良かったものになるにはさらに**どんな課題があるか、どんな点を改善すれば安全度が増すか**、今回の訓練で見えてきているはずです。私はそれが重要であり、そのために今日があったと思っています。それを積極的に反省用紙に書いていただくことが「ラストマン」としての使命です。若かろうが低学年担任だろうが、級外だろうがどんな教師でもやらなければならないことです。